湖西市規則第38号

湖西市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月22日

湖西市長　田内治之

湖西市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

湖西市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22年湖西市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「昭和39年規則第8号」を「昭和39年湖西市規則第8号」に改める。

第10条中「市長が」を削る。

様式第1号中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に、「国際ボランティア」を「国連ボランティア」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。